

1. はじめに～「イスラム」と「ジェンダー」
2. クルアーンとジェンダー

★ 4章 34節

井筒俊彦訳『コーラン』全三巻、岩波書店、1957-58年（改訂版、1964年）

アッラーはもともと男と（女）との間には優劣をおつけになったのだし、また（生活に必要な）金は男が出すのだから、この点で男の方が女の上に立つべきもの。だから貞淑な女は（男にたいして）ひたすら従順に、またアッラーが大切に守って下さる（夫婦間の）秘めごとを他人に知られぬようそっと守ることが肝要（この一文は色々な解釈の可能性がある）。反抗的になりそうな心配のある女はよく諭し、（それでも駄目なら）寝床に追いやって（こらしめ、それも効果がない場合は）打擲を加えるもよい。だが、それで言うことをきくようなら、それ以上のことをしようとしてはならぬ。アッラーはいと高く、いとも偉大におわします。[1957 上巻: 115]

三田了一『日亜対訳・注解 聖クラーン』日訳クラーン刊行会、1972年（改訂版、1982年）

男は女の擁護者（家長）である。それはアッラーが、一方を他よりも強くなされ、かれらが自分の財産から（扶養するため）、経費を出すためである。それで貞淑な女は従順に、アッラーの守護の下に、（夫の）不在中を守る。あなたがたが、不忠実、不行跡の心配のある女たちには諭し、それでもだめならこれを臥所に置き去りにし、それでも効きめがなければこれを打て。それで言うことを聞くようならばかの女に対して（それ以上の）ことをしてはならない。本当にアッラーは極めて高く偉大であられる。[1982: 98]

【波線部分の直訳】

男性は女性のカフワームである。神が一方を他方よりもファッダラしたからであり、彼らが財産を費やすからである。

 <p>イブン・カスィール (1300頃-73) 中世の著名な クルアーン注釈学者 男性優位の主張</p>	 <p>ムハンマド・アブドゥ (1849-1905) 近代を代表する 思想家、改革家。 +「科学的」な説明</p>	 <p>サイイド・クトゥブ (1906-66) エジプトの著名な 作家、評論家。 →「家庭での関係」 男女の同等と役割分担</p>	 <p>アミーナ・ワドゥード (1952-) アメリカ人女性 改宗ムスリム。 →「社会での関係」 人間の同等と役割分担</p>
--	--	--	--

<まとめ>

- ・クルアーンは、預言者ムハンマドを通して人間に伝えられた「神の言葉」だと信じられている。
- ・それぞれの言葉や表現が何を意味しているかの解釈は多様である。とくに男女の優劣や役割に関して、時代や場所の文脈とともに新しい解釈が加わってきた。
- ・日本語の翻訳は、しばしば中世期の注釈書をもとに訳出されていることに注意されたい。

3. ハディースとジェンダー

★ サーリフ・イブン・ファウザーン (1993-) の「ファトワー (法的意見)」

サウジアラビアの宗教学者 (法学者)。国家直属の宗教権威である最高ウラマー会議の一員であり、その中から選出される「ファトワー常設委員会」にも名を連ねる。

質問：夫の言うことを聞かず、夫に従わず、いろいろな場面で夫と対立する女性をどう思いますか。たとえば、夫の許可を得ずに外出したり、ときには夫に気づかれないように外出したりする妻のことです。

答え：女性はよき事柄 (ma'rūf) に関して夫に従わねばなりません。夫に反抗することはハラームハラーム禁じられており、夫の許可を得ずに外出することは許されません。

預言者は次のようにおっしゃいました。〈夫が妻を寢床に招き、それを妻が拒んだため、夫が怒りを抱いたまま眠った場合、天使は朝まで妻を罵るであろう。〉これは [ブハーリーとムスリムによって、真正と] 合意されたハディースです。

また、次のようにもおっしゃいました。〈もしも私が、誰かに誰かの前でひれ伏すよう命じたとすれば、女性に夫の前でひれ伏すよう命じたであろう。というのも、夫は妻に対して甚大な権利を持っているからである〉、と。

至高なる神はおっしゃいました。《男性は女性のカフワームである。神が一方を他方よりもファッダラしたからであり、彼らが財産を費やすからである。よって、正しい女性とは従順で、神が護りたもうたものを護らなければならない。逆らう心配のある女性はよく論し、寢床に放置し、打ちなさい》、と。

つまり、神は、男性が女性の監督者であること (al-rajul la-hu al-qiwāma 'alā al-mar'a) を明言されており、もしも女性が男性に対して反抗したならば、男性はそれを阻止する方法を採るようにとお示しになったのです。そうすることで、彼女にはよき事柄に関して夫に従う義務があり、正当な理由もなく夫と対立することはハラームハラーム禁じられていると女性に教えるのです⁵⁶。

出典：イブラヒーム・ムハンマド「ムスリム女性に関するファトワー」(出版年不明)を翻訳、後藤 2006 に引用。

<まとめ>

- ・ハディースとは預言者ムハンマドが言ったことや行ったことに関する伝承。その中には、男女同等に関する議論において女性の立場を困難にしうるものもある。これに対して、現代のムスリムは、①ハディースの意味を女性に有利なように解釈し直したり、②その信憑性に疑問を表明したりしてきた。
- ・②に関して、たとえ、そのハディースが信頼度の高い「真正集」に収められたものであっても、「伝承経路が少ない」「ジェンダーに関しての伝承者の信頼性が低い」「内容が預言者ムハンマドの言葉とはとても信じられない」などという理由から、自身の人生の指針としては採用しないという方針をとる者もいる。

4. 法とジェンダー

★ エジプトの「家族法（身分関係法）」

- ・19世紀後半以降、国家法の制定と裁判所の設立が進む。ただし、家族に関する訴訟については、宗教別の裁判所であつかわれ、ムスリムの場合、シャリーア裁判所と呼ばれる場所で、古典イスラム法のハナフィー派の主要な学説に基づいて判断が下されていた。
- ・1880年代頃から、家族関係の問題のうち、とくに扶養や離婚について、ハナフィー派の主要学説に従うことで女性たちが大きな不利益をこうむる場合があるという指摘が聞かれるように。
- ・法律の制定

1920年法律第25号「扶養料と身分関係諸事の規定に関する法律」

扶養は妻が夫に身を任せられた時から、妻に対する夫の債務となる。

夫が扶養を怠り続けた場合や、失踪した場合、あるいは治療が困難であり、同居により害をこうむる病にかかった場合には、妻からの**離婚の請求（裁判離婚）**が可能。

1929年法律第25号「身分関係規定の一部に関する法律」

夫からの離婚を制限するための改正→離婚宣言の条件を強化（酩酊や強制による場合や、離婚の意志がない場合は無効に）

妻からの離婚の請求に関する改正→新たな理由として「同一水準の夫婦にとって、その生活を継続しえないような害悪を夫から受けたと主張するとき」が加わる

1985年法律第100号「身分関係法諸規定の改正事項」

扶養に関する裁判の迅速化と権限の強化

夫からの離婚を制限するための改正→30日以内の離婚登録、妻への通知、妻に落ち度がない場合、最低2年間の扶養料に相当する慰謝料を受け取る権利、未成年の子供とその監護を行う妻やそれ以外の女性に対して、適当な住居を提供するなど

2000年法律第1号「身分関係諸事に関する法的要件と手続きに関する法律」

妻からの離婚の請求に関する改正→対価を支払うことによる離婚（フルウ婚）の成立

<まとめ>

- ・エジプトの場合、ムスリムの家族法は、不文法である①古典イスラム法のハナフィー派の学説と、1920年以来制定されてきた②身分関係法の二つによって成り立ってきた。
- ・②の身分関係法の条項には、扶養請求や女性からの裁判離婚の訴えなど、ハナフィー派以外の法学派の学説を採用したものもあれば、身請離婚など、古典イスラム法の語彙を用いながらも独自の解釈によるものもある。加えて、「2週間以内の扶養料支払い命令」や「30日以内の離婚登録」、「最低2年間の扶養料に相当する慰謝料」など、ハナフィー派に限らず古典イスラム法にはない、新たな文言や規定もみられる。
- ・女性にとっての不利益や、女性たちの苦悩を取り除きたいと願った人々の、その時々での努力の結果。今後も改訂されたり、加筆されたりしていく可能性がある。

5. おわりに

どのように線が引かれているのか。

誰が線を引いたのか。

→ 線は「神によって固定されたもの」ではなく、人間によって引かれてきたもの。

時にその位置は変わり、時に濃くなったり、薄くなったりする。

→ イスラムにおけるジェンダー問題と日本におけるジェンダー問題。それらへの対応は同じ。

こちらから線を固定してしまわないこと、

当事者にとっての「生きやすさ」とは何かを常に考えることが重要。(個別・柔軟な対応)

6. さらに知りたい方へ ※今日の話がさらに詳しく書いてあります。ぜひ読んでみてください。

後藤絵美「イスラームの女性観—聖典と日常のあいだ」年報地域文化研究 (10), 64-88 頁, 2006 年.

■リンク：<https://www.dropbox.com/s/1csjj07yvm37aww/womeninislam.pdf?dl=0>

----- 「クルアーンとジェンダー—男女のあり方と役割を中心に」

松山洋平編『クルアーン入門』作品社, 389-413 頁, 2018 年.



----- 「邦訳クルアーンとジェンダー—無意識の伝統主義」ジェンダー研究 (21), 157-169 頁, 2019 年.

■リンク：<https://libra.or.jp/images/gstudy21.pdf>

----- 「エジプトの家族法」『イスラーム・ジェンダー・スタディーズ① 結婚と離婚』

明石書店, 2019 年 12 月刊行予定.

